

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー新法誘導基準省令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	①出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く）	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1	
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	⑦休憩設備を適切に設けているか	
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分（※2）については適用除外	
階段 (第4条)	①幅は140cm以上であるか（手すりの幅は10cm以内まで不算入）	
	②けあげは16cm以下であるか	
	③踏面は30cm以上であるか	
	④両側に手すりを設けているか（踊場を除く）	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥段は識別しやすいものか	
	⑦段はつまずきにくいものか	
	⑧点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※3	
	⑨主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る）を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合（※4）は適用除外	

※1 告示で定める以下の場合を除く（告示第1489号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分（告示第1488号）

※3 告示で定める以下の場合を除く（告示第1489号）

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合（告示第1488号）

○一般基準

施設等	チェック項目	
傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※1	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便所・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	※3	
	(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	
	(2)かご内に到着階・戸の開鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1487号)

- ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	②エスカレーターの場合	—
	(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	
便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	
ホテル又は旅館の客室 (第10条)	①車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (第 11 条)	①幅は180cm以上であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
駐車場 (第 12 条)	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	
	(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
	(5)前後の通路と識別しやすいものか	
	⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	
浴室等 (第 13 条)	⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの(※1)は適用除外	
	①車いす使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第 14 条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
案内設備 (第 15 条)	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	
案内設備 (第 15 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

※1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第 1488 号)

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの主な経路に係る基準）※1

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第 16 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除）※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1489 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1／20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1／12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等